

新カリキュラムにおける社会福祉士養成教育

—高齢者福祉分野での相談援助実習対応を通して—

Certified Social Workers training education by the new curriculum

—Through the social work practice guidance in the field of senior citizen welfare—

高橋 昌子

TAKAHASHI Masako

要旨：本稿では、法改正に伴う新カリキュラム対応において、主に実習先を高齢者福祉分野とする実習生を対象に、相談援助実習の指導から今後の新しい取り組みや教育を考えるものである。様々な実習指導での変化に対し、①見学実習の実施、②巡回指導と帰校日指導、③実習内容、④実習生・実習指導者・実習指導教員の連携について、実習指導教員の立場から、新しい社会福祉士養成に対する今後の指導を考察した。

キーワード：相談援助実習、高齢者福祉施設、新カリキュラム、実習生、実習指導者、実習指導教員

はじめに

社会福祉士養成の教育現場では、法改正に伴うカリキュラム改正のもとでの取り組みが始まった。国家資格である社会福祉士という専門職を目指す学生にとって、養成校での教育内容は大きく2つに分けられるであろう。第1は、学内における講義や演習を中心とした知識の習得であり、第2は、実習機関・施設における実習体験を通しての技術と知識の習得である。

本稿では、実習機関・施設における現場での経験を通して習得する相談援助実習の指導から、新カリキュラムに対する今後の教育を考えるものである。指導者要件が新たに付されたことにより、実習先も大きく変容しようとしている。指導者要件を満たす職員が比較的多い高齢者福祉施設および地域包括支援センターでは、実習先が提示する実習プログラムの作成も徐々に進んでいるため、この分野での相談援助実習から新カリキュラムへの指導を考察する。

1. 研究目的

新カリキュラムへの移行により、これまでの「社会福祉援助技術現場実習」から新しい科目名となった「相談援助実習（以下、実習）」では、様々な変化がもたらされている。実習内容の変化はもちろんのこと、実習先での実習指導者と、養成校で実習生を指導する実習指導教員にも、新たに指導要件が明

文化された。従来の現場実習指導と共に、新カリキュラムでの実習指導を担当する筆者にとっては、従来とは異なる実習・指導内容が加わった。たとえば、見学実習の義務付けや、実習巡回指導の他に、毎週1回、実習生が指導教員から対面指導を受ける帰校日が設けられ、さらに、相談援助実習を担当する教員と実習先の指導者には新たに資格要件が明文化されたこと等である。様々な実習指導と実習における変化への対応について、教員の立場から高齢者福祉分野の実習先を通して、新しい社会福祉士養成に対する今後の指導を考察することを目的とする。

2. 研究方法

本稿では、福祉臨床学科における新カリキュラム対応学生のなかから、主に実習先を高齢者福祉分野とする通学・通信の相談援助実習指導Ⅰと、通信の相談援助実習指導Ⅱと相談援助実習の受講生を研究対象とした。指導内容と授業の進行、学生の反応、さらに、実習先での評価等を基に、実習先検討、見学実習、帰校日指導、実習プログラム打ち合わせ等、新しい取り組みへの対応について、指導教員の立場から考える。

3. 社会福祉士及び介護福祉士法の成立と見直しについて

1987年5月26日の社会福祉士及び介護福祉士法の

公布によって、専門的知識と技術をもって福祉に関する相談援助を行う「社会福祉士」というわが国初の国家資格が創設された。1980年代に創設された社会福祉士制度であるが、社会福祉従事者にかかわる資格の国家資格化の動きとして、1970年代の「社会福祉施設緊急整備5カ年計画」などの社会状況との関連において、1950年に創設された「社会福祉主事」とは異なる新たな専門職資格をつくろうとする動きが起こった。一定の専門性が担保された社会福祉従事者のための資格の法制化を目的として、「社会福祉士法制定試案」が1971年に提出されたが、様々な事情から法案提出には至らなかった¹⁾。高度経済成長を経た我が国の社会状況に対応するための社会福祉の新たな枠組みとしての、在宅福祉サービス基軸とする社会福祉のあり方に関する論議もこの時期に行われた。その後、「福祉関係三審議会合同企画分科会」によって1986年の1月から1989年の3月にかけて検討が行われ、厚生大臣への意見具申「今後の社会福祉のあり方について」としてまとめられた。これを受けて、1990年に老人福祉法等の一部を改正する法律（以下、福祉関係八法改正）が成立し、高齢者福祉分野における施設福祉サービスと在宅福祉サービスを一元的に市町村において提供する体制が整備された。この間、1987年3月には合同企画分科会から「福祉関係者の資格制度について」の意見具申が出され、この意見具申を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士法案が第108回通常国会に提出された。1987年5月21日に「増大する、老人、身体障害者等に対する介護需要」に対応するために、「誰もが安心して、老人、身体障害者等に関する福祉に対する相談や介護を依頼することができる専門的能力を有する人材を養成、確保」することを目的として社会福祉士及び介護福祉士法が成立、同年5月26日に公布された²⁾。

しかし、バブル経済の破綻に伴う低成長経済と急速に進行する人口構造の少子高齢化や世帯規模の縮小化を背景に、新たなニーズも発生してきた。例えば、低所得者を対象とする都道府県市の措置による施設入所型のサービス提供体制は、福祉関係八法改正や1989年の高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）の実施により、在宅福祉サービスと施設福祉サービスを市町村において一元的に提供するサービス体系への転換が図られるとともに、在宅福祉の積極的な推進による高齢者保健福祉分野の基礎整備が行われた。その後の2000年の介護保険法の施

行や2003年の支援費制度の導入によって、行政がサービスの配分を行う措置制度から、福祉サービス利用者の選択と自己決定に基づく、事業者と利用者との対等な契約関係による利用者本位の社会福祉への大きな転換が図られた。さらに、2005年の介護保険法の大改正によって、地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを推進していくための中核的な相談支援機関として地域包括支援センターが設置された。そこに社会福祉士が配置されるようになり、社会福祉士には、福祉に関する相談援助の知識と技術を活用し他職種との連携を図りつつ、包括的支援事業をはじめとした制度横断的な支援を行い、高齢者虐待の防止や早期発見、権利擁護のための必要な相談援助に積極的に取り組んでいくことが期待されている。福祉行政の分野においても福祉関係八法改正によって、老人保健福祉計画の策定が市町村に義務づけられたことをはじめ、市町村介護保険事業計画、市町村障害者計画、市町村地域福祉計画など、福祉行政を推進していくためには、福祉にかかわる計画の策定、実施、評価が必要不可欠なものとなっている。

このような社会福祉士を取り巻く状況の変化を踏まえ、社会保障審議会福祉部会では社会福祉士制度のあり方についての審議を行い、2006年12月12日に「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」（以下、「意見書」）が出された。そこでは、社会福祉士に期待される分野として「地域包括支援センター等における地域を基盤とした相談援助」「相談支援事業や就労支援事業による障害者の地域生活支援」「生活保護制度における自立支援プログラムによる就労支援の推進」「権利擁護、成年後見制度等の新しいサービスの利用支援」「地域福祉計画の策定等の新しい行政ニーズへの対応」等へと広がりをみせてきた。さらに、意見書においては社会福祉士養成のあり方として、「教育カリキュラムについて、社会福祉士制度の施行の後、抜本的な見直しが行われておらず、その後の社会福祉士を取り巻く状況の変化を反映したものになっていないのではないか」「実習教育について、本来社会福祉士として求められる技能を修得することが可能となるような実習内容になっていないのではないか」「福祉系大学等ルートについて、教育内容等は大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっていることから、教育内容等にばらつきがみられるのではないか」といった点を挙げ、①教育カリキュラムの在り方、②実習の在り方、③それぞれの資格取得ルートの在り方、

について見直しを行っていく必要があるとした。これを受けて、社会福祉士については、サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務の拡大を踏まえ、社会福祉士の資質の確保及び向上等を図る観点から、定義・義務や資格取得の方法を見直すために、2007年3月14日に「社会福祉士および介護福祉士法等の一部を改正する法律案」が第166回通常国会に提出され、同年11月28日に法案が第168回臨時国会において成立し、同年12月5日に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）」が公布されたのである³⁾。

4. 相談援助実習の意義と位置づけ

社会福祉士制度以前においては、現場の現実をどのように経験させるかということは現場の実習指導者に一任されていた。しかし、学校教育と専門職養成が結びつき、教科として実習は重要視されるようになつた。相談援助実習は、座学群や相談援助演習のなかに位置づけられた目的や目標を実際に学ぶことを基盤としている。養成校における専門職養成教育が、次第に「理論学習（座学）→演習教育→実習教育」のフロー型になってきて、この流れが強調されるようになっているのも、特に専門職の技術・技能習得において現場の現実を経験させることの重要性を認めるとともに、その経験のさせ方に一定の体系性を必要とするとの認識が普及しているものといえる⁴⁾。さらに、2007年の法改正によって、実習現場の実習指導者についても、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であつて、社会福祉士実習指導者講習会の課程を修了することが必要となつた。これを受け、日本社会福祉士会では実習指導者講習会を実施し、実践現場における実習受け入れ・指導の意義として、以下の5点をあげている。①施設・機関の社会的使命として、②利用者への責任、③社会福祉実践の整理、④実習生指導の新任職員の研修への援用、⑤実習指導の組織と実践チームの組織である⁵⁾。

現状の相談援助実習は、他の保健・医療専門職の養成課程の実習時間と比較するならば、圧倒的に短い時間しか設定されていない。この短時間の実習において最大の効果を得ようとするならば、①現場における実習効果を最大にするための事前の準備を入れること、②実習中における効果的な教育スケジューリングを行うこと、③実習後における実習経

験の効果的な定着を図ること、といった実習前・中・後の一貫性をもった教育が求められる。そして、この一貫性という重要な要因を支えるのが「相談援助実習指導」なのである⁶⁾。

5. 本学における相談援助実習教育に対する取り組み

（1）通学部での相談援助実習指導Ⅰ

授業の目的とねらいを「社会福祉士実習の意義と目的を理解する。相談援助実習に向けて、相談援助実習の意義や社会福祉士として求められる倫理について理解する。」とし、授業全体の内容の概要は以下のとおりである。

①相談援助実習に係る個別指導および集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術を体得し、②社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に習得し、③具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。そして、授業終了時の達成課題は、福祉に関する相談援助の専門職をめざすという自覚のもとに、相談援助実習の意義や実習先への理解とともに、社会福祉士として求められる倫理について把握することを目標としている。

具体的な授業計画として、初回に本科目を受講する志望動機レポートを作成することにより、相談援助実習と指導のための導入を行い、個別指導及び集団指導の意義や社会福祉士の業務と役割、相談援助業務について、本実習の流れ、実習先の学習、見学実習事前学習と見学実習、見学実習振り返り、外部講師による実習先で必要とされる相談援助に係る基本的な知識と技術に関する理解を深める講義、実習計画案作成に取り組んだ。

（2）通信教育部での相談援助実習指導Ⅰ及び実習指導Ⅱ

新カリキュラム対応による科目等履修生が本実習を実施することになり、本学初めての相談援助実習生に対する指導を、他校に比べ早く着手しなければならないこととなった。したがって、本学通信教育部では相談援助実習指導Ⅰをテキスト履修科目として1単位、相談援助実習指導Ⅱをスクーリング履修科目として3単位修得しなければならない。

指定テキストを活用した1課題分のレポート提出

と科目終了試験で本実習指導Ⅰを評価し、本実習指導Ⅱは、3日間のスクーリングで、①新カリキュラムに関する説明、②実習と実習指導における個別指導及び集団指導の意義、③実際に実習を行う実習分野（利用者を含む）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解、④現場体験学習及び見学実習の準備と実施、⑤実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解、実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解、実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む）、⑥実習記録ノートへの記録内容及び記録方法に関する理解、実習計画書の作成、⑦未完成部分の再指導（事前オリエンテーション等今後の対応等）、⑧テキスト履修に関する指導等、さらに、実習計画書を仕上げる実習直前指導を行った。

（3）通信教育部での相談援助実習

新カリキュラムでの実習先については、前述したように実習指導要件を満たした実習先でなければならぬいため、改めて実習先を選定し、実習先からの承諾を得たうえで契約を結ぶ必要が生じた。そうした対応への準備はすでに1年前から進めており、何度も検討を繰り返し、近畿厚生局への手続き等、担当教職員が奔走した。従来の実習先全てが該当するものでないため、実習期間、実習生受入れ人数、実習内容等を確認したうえで、実習生を配属する手続きを行った。今回の実習生に対しては、本学も実習先も新カリキュラムにおける初めての対応であるため、従来から本学の実習に対して協力的であり、指導教員である筆者とも実習生を通して関係性が構築されており、新カリキュラムにおける全ての要件を満たした高齢者施設を実習先として決定した。実習中の修得内容を理解し（表1参照）、できる限り、その内容に従って実習を進めていくことを、実習先の実習指導者、養成校の教員である筆者、そして、該当実習生との3者で確認した。

新カリキュラムでは、高齢者・障害者・児童等という専門分野に特化した実習プログラムだけではなく、ジェネラリストソーシャルワーク習得のための視点からの実習プログラムが求められているため、表1のように、これまでにない「職場実習」「職種実習」「ソーシャルワーク実習」という3実習で構成されている。今回の実習では、それぞれの実習部署と内容によって、社会福祉士3名が実習指導者と

して各部署での指導を行った。しかしながら、初年度から実習指導者としての要件を満たす社会福祉士を擁し、加えて、実習プログラムについても理解が進んでいるという実習先は稀であることも強調しておく。

6. 考察

以上、新カリキュラムにおける本学の相談援助実習指導及び相談援助実習について述べてきた。初年度のため数少ない事例ではあるが、初年度であるからこそみえてきた事柄が今後の実習指導への課題を投げかけている。以下に、新カリキュラムにおける実習指導ならびに実習への対応について考えをまとめた。

（1）見学実習の実施について

本学では、通学の実習生に対しては、これまでの社会福祉援助技術現場実習開始の前年度に実習先でのボランティア活動を推奨し、ボランティア活動レポートの提出という実習指導を行っていた。しかし、カリキュラム改正に伴い、20名以下を1グループとする実習生が同施設に見学実習に赴くこととなった。前述のボランティア活動は実習開始までの期間で、各々実習生と実習先の都合を調整し日時を決めていた。しかし、見学実習は授業中に組み込まなければならないため、移動の利便性を考慮すると大学あるいはスクーリング会場の近辺に限られ、当然、実習先と認められている施設・機関でなければならなくなつた。指導要件を満たす社会福祉士が比較的多く勤務している施設・機関としては、現状では、高齢者施設や地域包括支援センターが多いため、見学実習先としても適しているといえる。新しい実習プログラムでは、前述の3種の実習内容で進めるため、高齢者分野の施設や機関での見学実習であっても、その他の実習先、例えば児童関連施設や障害者の施設、病院等での実習に結びづけることができるよう想定することはできる。ただし、見学実習での利用者の方との触れ合いや関わりについては、対象者となる高齢者への認識を深めることになるため、実習先として多く登録されている高齢者施設での実習生にとっては有効に作用するものと思われる。社会福祉士を目指し、本学に進学してきた学生といえども、これまでに社会福祉施設の現場に触れる機会が少なかった学生もいる。そこで、実習開始前に実施される見学実習により、見学実習の事前学習による知識

表1. 実習課題と実習内容について

段階	月日	実習課題 (ねらい)	具体的実習内容 (実習経験)	必要な価値・ 知識・技術
職場実習	5日～9日間 実施 (概ね1週目)	①施設の概要と利用者の概要を知る。 ②併設事業を含めた法人全体を理解する。 ③併設の在宅サービスを理解する。 例：訪問介護・通所介護・居宅 介護・短期入所介護・長期 入所介護事業等 ④地域包括支援センターの理解 ⑤施設周辺の地域状況や主要な社会資源を知る。 ⑥実習の方向性の決定と、職場実習の振り返り	①事前学習レポートを報告し、補足する。 ②施設概要と各種事業の説明・関係書類の確認 ③施設概要と同行・見学 ④利用者の観察・交流 ⑤送迎同行・見学 ⑥入退所手続き・家族やボランティアとの関係理解 ⑦個別援助計画の見直し手順の説明 ⑧関係機関との連携の説明・労務管理などの説明 ⑨実習指導者との協議及びスーパービジョン	価値：人権、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン、連携、協力、平等、社会正義 知識：老人福祉法、介護保険法、社会福祉法、労働関係法、一般常識、地域の組織と活動、制度上の施設の役割 技術：礼儀作法、ミュニケーション技法、情報分析技術、評価
職種実習	2日～6日間 実施 (概ね2週目)	①特養相談員業務の理解 ②通所・短期入所介護相談員業務の理解 ③施設内での相談員の業務を知る。 ④地域包括支援センターの社会福祉士業務の理解 ⑤施設管理者業務の理解 ⑥外部関係機関（例：病院、社会福祉協議会等）との関係のなかでの相談業務の役割を知る。 ⑦実習中間カンファレンス	①生活問題の把握と社会資源活用の実際 ②相談員の年間・月間・1週間・1日の業務概要の説明 ③施設内での相談員の業務に同行する。 ④施設外での相談業務に同行する。 ⑤利用調整と関係機関との連携の実際 ⑥業務日誌の検証 ⑦施設内会議・委員会活動・職員研修・事業評価機能・施設運営の実際	価値：秘密保持、プライバシーの尊重、利用者本位、非審判的態度 知識：施設設置基準に基づく相談員の役割 技術：面接技術、記録技術、観察技術、分析技術、評価技術
ソーシャルワーク実習	5日～12日間 実施 (概ね3～4週目)	①相談援助機能の理解 ②関係機関・地域との連携の理解 ③地域資源開発機能の理解 ④社会福祉調査の理解 ⑤権利擁護過程の理解 ⑥苦情解決過程の理解 ⑦リスクマネジメント機能の理解 ⑧施設評価機能（第三者評価）の理解 ⑨個別援助過程の理解 ⑩ケアプランの必要性 ⑪教育機能の理解 ⑫相談援助実習の総括	①外部会議等の出席、会議録の閲覧、社会福祉士会活動の説明 ②相談業務に同行する。 ③ニーズをキャッチし、指導者に報告する。 ④キャッチしたニーズへの対応案を検討する。 ⑤相談記録の閲覧 ⑥ボランティアとの関係資料の閲覧 ⑦個人情報の保護と入退所時の手続きに関する資料閲覧と関連状況検証 ⑧苦情解決事例閲覧と関連状況の検証 ⑨ヒヤリハット報告や事故報告書の閲覧 ⑩サービス評価結果の閲覧と、これまでの改善の過程の調査 ⑪研修報告や職員研修の実施状況、実習受け入れ状況を知る。 ⑫ケアプランの役割を知る。 ⑬事前に担当を決め情報収集し、ケアプランの立案、検討を行う。 ⑭本実習の総括で実習生が発表する。 ⑮実習先の社会的役割を報告する。 ⑯専門職としての施設職員の役割をまとめる。	価値：人間の尊厳、社会正義、人権、個別化、権利擁護、利用者本位 知識：個人情報保護法、倫理綱領、成年後見制度、リスクマネジメント、高齢者の生活・心身の機能・心理・医学的知識、多職種連携と専門職の特徴 技術：面接技術、コミュニケーション技術、アドボカシー、エンパワメント、地域援助技術、集団援助技術、ケースマネジメント、エコマップ、ジェンダーグラム、情報管理、文章表現

習得、実習への動機づけの再確認、利用者理解への広がり、見学実習後の振り返りによる具体的な実習態度の修正等の効果が表れる。そして、実習生のみならず、見学実習先となる施設・機関に対しても、見学実習のプログラム作成から実施に至る新たな工夫、実習指導者はもちろんのこと、他の関係職員への実習生に対する周知等の効果も期待されるのである。

ただ、これまでの実習先でのボランティア活動体験とは異なり、多くの学生が一度に見学実習先を訪問するため、実習先での見学内容や時間配分に苦慮されたとの報告も受けた。また、実習先が高齢者分

野ではない学生についての対応にも、実習先から工夫が必要であるという提案があり、実習開始までにそうした実習生への適切なフィードバックが必要となっている。

（2）巡回指導と帰校日指導について

従来は実習期間中に、1施設・機関につき指導教員が1度、巡回指導のために実習先を訪問していた。新カリキュラムにより、実習生はこれまでの巡回指導1回に加え、毎週1回教員からの対面指導を受けることとなった。これは、今までの実習中の指導を大きく変えることになった。従来から巡回指導まで

に何か問題が生じた場合は、担当教員が実習先を訪問し1回以上の指導を加えてきたが、新カリキュラムにより実習中、毎週1回は実習生は指導教員から対面で指導を受けることにより、問題が生じる前に適切な指導を加えることができるようになった。今回の実習生の場合も、毎週の対面指導でその日までの実習を反省し、振り返りを踏まえたうえで翌日からの実習に臨むことができた。また、指導教員である筆者が、実習生からの実習内容や実習指導の経過等の説明や振り返りから、新カリキュラムに則った実習プログラムさらには実習生への指導を、実習指導者とともに確認できるという大きな利点があった。特に、本実習生は社会福祉現場に対する認識が浅かったため、巡回訪問とともに、毎週の帰校日による対面指導により、予定されていた実習期間内で実習を終了できたともいえよう。今後は、通学の実習生も決められた帰校日に大学に戻り、担当教員から指導を受けることとなる。その際、担当教員1名につき20名の実習生を決められた日時で指導しなければならないため、いかに帰校日指導を適正かつ効率的に進めていくかのシステム作りへの着手が早急な課題である。

(3) 実習内容について

前述の表1では、高齢者施設における実習課題と実習内容について記した。その他の分野での実習プログラムはそれぞれの実習先で作成済み、あるいは作成中であるが、本稿では紙面の関係上、高齢者福祉分野での実習を通して考察を加えることにする。

実習先としての高齢者福祉施設のうち、通学、通信の見学実習先でもある2施設に対しては、前述の見学実習に関する打ち合わせと共に、実習内容についても事前に協議を重ねた。まず、新カリキュラムに移行したことによる従来の実習内容との違いについて確認し、実習指導者講習と実習担当教員講習の内容をすり合わせることにより、具体的な実習プログラムを検討した。また、実習巡回指導と帰校日指導の内容を踏まえ、実習プログラムの見直しを行う場合もあった。新しい実習プログラムに関する講習や研修を受講している指導者が直接、実習指導を担当するといえども、実習先では試行錯誤の対応がなされているのである。社会福祉士実習指導者テキストでは、特別養護老人ホームのプログラム作成のヒントとして、特別養護老人ホームにおける実習の特徴として、(1)入所施設事業だけでなく、ホーム

ヘルプ事業、デイサービス事業、ショートステイ事業などの在宅サービス事業を併設している場合が多いので、地域生活、在宅サービス、入所サービスという一連の流れのなかで、地域につながる施設のあり方を学ばせることができる。(2)生活相談員(社会福祉士)、看護師、介護職(介護福祉士)、機能訓練指導員(理学療法士・作業療法士)など多数の専門職が配置される職場なので、専門性と専門職のあり方を明確なかたちで学ぶとともに、専門職種間の連携のあり方を学ばせることができる。(3)ケアワークとソーシャルワークが職種として分離しているので、ソーシャルワークに特化した実習をさせやすい。(4)福祉の価値と医療の価値は時として相容れない場合があり、それぞれの専門的視点を学ぶ機会となる。と示している⁷⁾。

特に、介護や介助に関わる機会も含む実習展開であった高齢者福祉施設では、主たる実習指導者である社会福祉士が新カリキュラムを把握していても、実習先での様々な職種の間では、そうした実習内容の違いは周知されていない場合が多い。職場実習、職種実習においては、実習先での異職種からの指導も必要であるため、実習内容の変化と指導方法の把握も社会福祉士のみならず他職種の理解が重要となる。社会資源と共に、どのような職種との関わりによって利用者にとっての最善の対応ができるのかを学ぶために、多様な職員との関わりと指導を構築していくなければならない。分野や施設・機関によって、職員や職種の数に違いがあり、実習生への関わり方にも違いがある。こうした違いを少しでも縮めるためにも、実習プログラムのスタンダード・ミニマムが1つのヒントとなると思われるため、社会福祉士養成校協会や、社会福祉士会が率先して、作成作業を進めることも一考ではないだろうか。

(4) 実習生、実習指導者、実習指導教員の連携について

相談援助実習指導・現場実習教員テキストでは、「実習適格性」を、実習にかかる機関・組織・人物が実習の目的を達成するためにどれほど条件を備えているかを判断することと説明したうえで、実習展開に必要とされる基準に必要な観点から実習指導者、実習生、実習担当教員のそれぞれの適格性を指摘する。

まず、実習指導者(スーパーバイザー)の適格性として、以下のように記している。社会福祉士養成

を専門職の再生産ととらえるならば、その資格を有する者が実習指導者になるべきという原則が成り立ち、その指導者の経験年数や専門的（教育的）力量が加味されるというのが基本である。なぜなら、実習生にとって実習指導者とは、専門的卓越性を表示するモデルであると同時に、自らの将来を重ねるモデルであり、卓越性を言動によって表示してくれる存在であると示している。

実習生の適格性は、専門職の後継者育成、国家資格を有する職業の再生産を考える場合に、実習生自身が実習に必要な一定の要件を備えていることが実習の機会を得る条件である、という考えが広まっているとする。具体的には、実習現場で要求される知識群の修得状況、実習に入る前に単位修得が要求される前提科目群の修得状況、実習現場で要求される技術・技能群の修得状況が確認されることになり、これらは、実習生の実習動機（職業選択動機）や実習生による実習目標の設定等のあり方が前提となっているとする。

最後の実習担当教員については、全体的な科目構成・知識教育・技術教育のカリキュラム体系の適合性が基本にあるが、他方で、実習教育および演習担当教員の適格性（要件）が厳格に問われるようになった。本来的には実習指導者と同様に、実習担当教員も社会福祉士の有資格者であり、かつ現場経験を有し、さらには研修課程を修了することが必要であるとする流れが生まれつつある。実習担当教員もまた、教育の場における実習生にとっての実習教育スーパー・バイザーであり、このスーパービジョン能力が必要とされるのは当然としている⁸⁾。

このように実習指導者、実習生、実習担当教員の適格性を問うことが実習を展開するうえでの3者のミニマム・スタンダードにつながり、3者の適切な連携をもって有効な実習が展開されることになる。そのためには、これまでの実習先と養成側との関係性、実習生と教員との関係性、実習先と実習生の新たな関係性を構築しながら実習に臨むことを、これまで以上に重視しなければならないと考える。

おわりに

実践力の高い社会福祉士を養成する観点から見直された教育カリキュラムの改正は、我々、相談援助実習におけるスーパー・バイザーとしての能力も問われている。

社会福祉にかかわる職業活動（援助活動）専門職

として認められる外在的な要件としての①社会的承認、②労働条件、③労働環境の整備、④組織と運営の民主化、⑤研究・研修体制の整備、内在的な条件としての①体系的な理論と技術、②専門職的権威、③固有の価値規範、④専門職団体の組織化⁹⁾をあげているのが、旧カリキュラムでは「社会福祉原論」であった新カリキュラムの「現代社会と福祉」という科目的テキストである。社会福祉の専門職が他の専門職、例えば、医師や看護師等と同様に認められるために、こうした要件をすべて充足できるよう、社会福祉援助技術現場実習指導から相談援助実習指導に科目名が変わった新しい実習教育に、より一層携わっていく所存である。

引用文献

- 1) 「相談援助実習指導・現場実習教員テキスト」、社団法人日本社会福祉士養成校協会 編中央法規、2009年、p 2
- 2) 前掲書1)、p 3
- 3) 前掲書1)、p 3～5
- 4) 前掲書1)、p 77～79
- 5) 「社会福祉士実習指導者テキスト」、社団法人日本社会福祉士会 編、中央法規、2008年、p 35～37
- 6) 前掲書1)、p 80
- 7) 前掲書4)、p 222
- 8) 前掲書1) p 83, 84
- 9) 「現代社会と福祉」、社会福祉士養成講座編集委員会 編、中央法規、2009年、はじめに